

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 79 号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和 25 年岩手県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
病 院		附属診療所		病 院		附属診療所	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
[略]				[略]			
岩手県立大船渡病院	大船渡市			岩手県立大船渡病院	大船渡市	<u>住田地域診療センター</u>	<u>気仙郡住田町</u>
[略]				[略]			
岩手県立大東病院	[略]			岩手県立大東病院	[略]		
<u>岩手県立住田病院</u>	<u>気仙郡住田町</u>						
岩手県立大槌病院	[略]			岩手県立大槌病院	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。